

平成30年度宿泊業の生産性向上セミナー実施業務

募集要領

第1 事業の趣旨・目的

人手不足や非正規雇用率の高さが深刻な宿泊業界において、今後とも持続的な発展を遂げていくためには、経営体制の強化を図り、より質の高いサービスを提供していく必要があるが、現状においては、将来展望の立てにくさや人件費負担増の課題等もあり、正規雇用の拡大は進んでいない状況である。

このため、本業務では、宿泊業界の経営者層を対象に、生産性向上のノウハウ及びスキルを身に付けるためのワークショップ形式の人材育成セミナーを実施することで、経営改善・収益率向上の達成に向けた業務改善活動を促進し、正規雇用の拡大と、顧客サービスの向上につなげる。

※本業務は、厚生労働省の「地域活性化雇用創造プロジェクト」の採択を受け、京都府が実施する「観光産業正規雇用化促進事業」の一環として行う。

第2 業務概要

- (1) 委託業務名 平成30年度宿泊業の生産性向上セミナー実施業務
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 平成30年11月中旬から平成31年3月20日まで
- (4) 委託上限額 2,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

第3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直

接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(6) 公共安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

第4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府商工労働観光部人づくり推進課
電話：075-414-5101 FAX：075-414-5092
メールアドレス：hitozukuri@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：平成30年9月28日（金）から平成30年10月26日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記（1）の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報（<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>）からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 平成30年9月28日（金）から平成30年10月26日（金）まで
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所 （1）に同じ。

ウ 提出方法 持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（提出期限日の最終日必着）

第5 事前説明会

(1) 開催日時：平成30年10月4日（木）午後2時～午後3時

(2) 開催場所：京都府庁 京都府職員福利厚生センター 2階 教養室
（〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
<http://www.pref.kyoto.jp/access.html>）

(3) 申込方法：事前説明会に参加を希望する者は、平成30年10月3日（水）午後5時までに参加申込書（別紙様式1）を作成し、第4（1）に提出すること。

第6 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日～平成30年10月5日（金）午後5時必着

(2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、第4（1）に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「宿泊業の生産性向上セミナーに関する質問」とすること。

イ 質問者の法人名、部署名、役職、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：平成30年10月10日（水）

(5) 回答方法：質問への回答は、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」
(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>) に掲示し、個別には回答しない。

第7 応募書類

(1) 提出書類 【各1部】

ア 応募申請書（別紙様式2）

イ 企画提案書（別紙様式3）

ウ 価格提案書（別紙様式4-1～4-2）

エ 消費税及び地方消費税納税証明書（滞納がないことの証明書）

オ 京都府税納税義務者にあつては、府税納税証明書（滞納がないことの証明書）

カ 提案事業者が法人の場合は、法人登記簿謄本及び法人定款を添付すること。
※エからカについては、発行日から3か月以内のもの。コピー可。

キ 共同企業体で提案する場合は、以下の書類を添付すること。

（ア）共同企業体届出書

（イ）共同企業体協定書

（ウ）委任状

（エ）使用印鑑届

ク 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付すること。

（ア）団体の規約

（イ）役員一覧

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案仕様書のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報やこれに類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類等の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があつた場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあつた企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は、返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

第8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション（15分以内）及びヒ

アリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書及びプレゼンテーション並びにヒアリングについて、評価基準に基づき外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が第2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

第9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目について京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」において公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

ア (1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

イ 参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

(3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

第10 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 受託者は、契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

(3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

(4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

第11 その他

- (1) 応募申請書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 応募申請書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (4) 応募申請書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者であった場合は、本プロポーザルを中止することがある。